

保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱一部改正新旧対照表

下線部分は改正箇所

改正後	現行
<p>別 紙</p> <p style="text-align: center;">保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱</p> <p style="text-align: center;">昭 和 6 2 年 7 月 3 0 日 厚 生 省 発 健 医 第 1 7 9 号</p> <p style="text-align: center;">最終改正 〔 厚生労働省発健0310第5号 〕 〔 令 和 2 年 3 月 1 0 日 〕</p> <p>(通則)</p> <p>1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）（以下「精神保健福祉法」という。）第7条及び第19条の10に基づく精神保健福祉センター、精神科病院、精神科病院以外の病院に設ける精神病室及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）（以下「感染症法」という。）第62条に基づく特定感染症指定医療機関施設、第一種感染症指定医療機関施設、第二種感染症指定医療機関施設に係る国庫補助金並びに精神科デイ・ケア施設、農村検診センター、食肉衛生検査所、市場衛生検査所、原爆被爆者保健福祉施設、原爆医療施設、原爆被爆者健康管理施設、医薬分業推進支援センター、結核研究所、放射線影響研究所、地方中核がん診療施設、都道府県がん診療連携拠点病院、結核患者収容モデル病室、多剤耐性結核専門医療機関施設、エイズ治療拠点病院、難病医療拠点・協力病院、難病相談支援センター、と畜場、臍帯血バンク、精神科救急情報センター、眼球あっせん機関、感染症外来協力医療機関、精神科救急医療センター、組織バンク、マンモグラフィ検診実施機関、新型インフルエンザ等患者入院医療機関、H I V検査・相談室、末梢血幹細胞採取施設、小児がん拠点病院、保健所、<u>感染症検査機関、新型コロナウイルス感染症患者を入院させる医療機関及び新型コロナウイルス感染症の検査を実施する機関</u>に係る国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、精神保健福祉法、感染症法、沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第105条、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年 ^{厚生省} 令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。 労働省</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 (略)</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 (略)</p> <p>(1) ～ (34) (略)</p> <p>(35) ……の別紙「<u>新型インフルエンザ等患者入院医療機関整備事業実施要綱</u>」により、……</p> <p>(35の2) ……の別紙「<u>新型インフルエンザ等患者入院医療機関整備事業実施要綱</u>」により、<u>新型インフルエンザ等患者入院医療機関が行う施設及び設備整備事業に要する費用に対する……</u></p> <p><u>(42) 新型コロナウイルス感染症の検査を実施する機関が行う設備整備事業に対する補助事業</u></p> <p><u>(42の2) 新型コロナウイルス感染症の検査を実施する機関が行う設備整備事業に要する費用に対する都道府県、保健所設置市及び特別区の補助事業</u></p>	<p>別 紙</p> <p style="text-align: center;">保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱</p> <p style="text-align: center;">昭 和 6 2 年 7 月 3 0 日 厚 生 省 発 健 医 第 1 7 9 号</p> <p style="text-align: center;">最終改正 〔 厚生労働省発健0214第7号 〕 〔 令 和 2 年 2 月 1 4 日 〕</p> <p>(通則)</p> <p>1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）（以下「精神保健福祉法」という。）第7条及び第19条の10に基づく精神保健福祉センター、精神科病院、精神科病院以外の病院に設ける精神病室及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）（以下「感染症法」という。）第62条に基づく特定感染症指定医療機関施設、第一種感染症指定医療機関施設、第二種感染症指定医療機関施設に係る国庫補助金並びに精神科デイ・ケア施設、農村検診センター、食肉衛生検査所、市場衛生検査所、原爆被爆者保健福祉施設、原爆医療施設、原爆被爆者健康管理施設、医薬分業推進支援センター、結核研究所、放射線影響研究所、地方中核がん診療施設、都道府県がん診療連携拠点病院、結核患者収容モデル病室、多剤耐性結核専門医療機関施設、エイズ治療拠点病院、難病医療拠点・協力病院、難病相談支援センター、と畜場、臍帯血バンク、精神科救急情報センター、眼球あっせん機関、感染症外来協力医療機関、精神科救急医療センター、組織バンク、マンモグラフィ検診実施機関、<u>新型インフルエンザ__患者入院医療機関、H I V検査・相談室、末梢血幹細胞採取施設、小児がん拠点病院、保健所、感染症検査機関及び新型コロナウイルス感染症患者を入院させる医療機関</u>に係る国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、精神保健福祉法、感染症法、沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第105条、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年 ^{厚生省} 令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。 労働省</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 (略)</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 (略)</p> <p>(1) ～ (34) (略)</p> <p>(35) ……の別紙「<u>新型インフルエンザ__患者入院医療機関整備事業実施要綱</u>」により、……</p> <p>(35の2) ……の別紙「<u>新型インフルエンザ__患者入院医療機関整備事業実施要綱</u>」により、<u>新型インフルエンザ__患者入院医療機関が行う施設及び設備整備事業に要する費用に対する……</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後	現行
<p>(交付の対象外費用)</p> <p>4 (略)</p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>5 この補助金の交付額は、次の(1)及び(2)の補助金ごとに算出された額の合計額を交付額とする。 ただし、事業ごとに算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 保健衛生施設等設備整備費補助金関係 アからカまでの合計額を交付額とする。 ア 3の(1)、(2)、(3)、(4)、(6)、(7)、(8)、(11)、(16)、(19)、(20)、(23)、(25)、(26)、(27)、(30)、(31)、(33)、(34)、(35)、(36)、(37)、(40)、(41)及び(42)の設備整備事業</p> <p>(ア) 第3表の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。 (イ) (ア)により選定された額と当該種目ごとの総事業費から当該事業に係る寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第5欄に掲げる補助率を乗ずる。 (ウ) (イ)により算出された額を第1欄に定める区分ごとに合算した額を交付額とする。 ただし、(6)の牛海綿状脳症(BSE)検査キット設備費の算定において、都道府県又は政令市が一括購入して整備する場合については、食肉衛生検査所ごとに算出した国庫補助基本額(食肉衛生検査所ごとに、第3欄に定める基準額を第4欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して最も少ない額をいう。)の合計額に第5欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。</p> <p>イ～オ (略)</p> <p>カ 3の(25の2)、(26の2)、(27の2)、(31の2)、(35の2)、(41の2)及び(42の2)の設備整備事業 (ア) 第4表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と総事業費から当該事業に係る寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。 (イ) (ア)により選定された額と都道府県((42の2)については、保健所設置市及び特別区を含む。)が補助した額とを比較して少ない方の額に第5欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。</p>	<p>(交付の対象外費用)</p> <p>4 (略)</p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>5 この補助金の交付額は、次の(1)及び(2)の補助金ごとに算出された額の合計額を交付額とする。 ただし、事業ごとに算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 保健衛生施設等設備整備費補助金関係 アからカまでの合計額を交付額とする。 ア 3の(1)、(2)、(3)、(4)、(6)、(7)、(8)、(11)、(16)、(19)、(20)、(23)、(25)、(26)、(27)、(30)、(31)、(33)、(34)、(35)、(36)、(37)、(40)及び(41)の設備整備事業</p> <p>(ア) 第3表の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。 (イ) (ア)により選定された額と当該種目ごとの総事業費から当該事業に係る寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第5欄に掲げる補助率を乗ずる。 (ウ) (イ)により算出された額を第1欄に定める区分ごとに合算した額を交付額とする。 ただし、(6)の牛海綿状脳症(BSE)検査キット設備費の算定において、都道府県又は政令市が一括購入して整備する場合については、食肉衛生検査所ごとに算出した国庫補助基本額(食肉衛生検査所ごとに、第3欄に定める基準額を第4欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して最も少ない額をいう。)の合計額に第5欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。</p> <p>イ～オ (略)</p> <p>カ 3の(25の2)、(26の2)、(27の2)、(31の2)、(35の2)及び(41の2)の設備整備事業 (ア) 第4表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と総事業費から当該事業に係る寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。 (イ) (ア)により選定された額と都道府県(新設)が補助した額とを比較して少ない方の額に第5欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。</p>

改正後				現行			
第 1 表				第 1 表			
1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率	1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
新型インフルエンザ等患者入院医療機関	次の(1)及び(2)により算出された額の合計額 (1) 新設、増設及び改築 別表1の基準単価×別表2の基準面積×厚生労働大臣の認めた病床数 (2) 改造及び補修 厚生労働大臣の認めた額	新型インフルエンザ等患者入院医療機関の新設、増設、改築、改造又は補修のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。ただし、改造及び補修の場合は補助対象としない。	2分の1	新型インフルエンザ患者入院医療機関	次の(1)及び(2)により算出された額の合計額 (1) 新設、増設及び改築 別表1の基準単価×別表2の基準面積×厚生労働大臣の認めた病床数 (2) 改造及び補修 厚生労働大臣の認めた額	新型インフルエンザ患者入院医療機関の新設、増設、改築、改造又は補修のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。ただし、改造及び補修の場合は補助対象としない。	2分の1
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

改正後				現行			
第 2 表				第 2 表			
1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率	1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
新型インフルエンザ等患者入院医療機関	次の(1)及び(2)により算出された額の合計額 (1) 新設、増設及び改築 別表1の基準単価×別表2の基準面積×厚生労働大臣の認めた病床数 (2) 改造及び補修 厚生労働大臣の認めた額	新型インフルエンザ等患者入院医療機関の新設、増設、改築、改造又は補修のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。ただし、改造及び補修の場合は補助対象としない。	2分の1	新型インフルエンザ等患者入院医療機関	次の(1)及び(2)により算出された額の合計額 (1) 新設、増設及び改築 別表1の基準単価×別表2の基準面積×厚生労働大臣の認めた病床数 (2) 改造及び補修 厚生労働大臣の認めた額	新型インフルエンザ等患者入院医療機関の新設、増設、改築、改造又は補修のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。ただし、改造及び補修の場合は補助対象としない。	2分の1
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

改正後					現行				
第 3 表					第 3 表				
1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率	1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
新型インフルエンザ等患者入院医療機関	初度設備費	各施設ごとに次により算出された額の合計額 133,000 円×厚生労働大臣の認めた病床数	新型インフルエンザ等患者入院医療機関の新設又は増設に伴う初度設備を購入するために必要な需用費(消耗品費)及び備品購入費	2分の1	新型インフルエンザ等患者入院医療機関	初度設備費	各施設ごとに次により算出された額の合計額 133,000 円×厚生労働大臣の認めた病床数	新型インフルエンザ等患者入院医療機関の新設又は増設に伴う初度設備を購入するために必要な需用費(消耗品費)及び備品購入費	2分の1
	その他の設備費	次により算出された額の合計額 (1) 人工呼吸器及び付帯する備品 2,221,000 円×厚生労働大臣が必要と認めた台数 (2) 個人防護具 3,600 円×厚生労働大臣が必要と認めた人数分 (3) 簡易陰圧装置 4,320,000 円×厚生労働大臣が必要と認めた病床数 (4) 簡易ベッド 51,400 円×厚生労働大臣が必要と認めた台数 (5) 体外式膜型人工肺 14,000,000 円×厚生労働大臣が必要と認めた台数	新型インフルエンザ等患者入院医療機関の設備を購入するために必要な設備購入費 (ただし、(5)の整備は、 <u>新型コロナウイルス感染症患者に対し使用する場合に限るものと</u> する。)			その他の設備費	次により算出された額の合計額 (1) 人工呼吸器及び付帯する備品 2,221,000 円×厚生労働大臣が必要と認めた台数 (2) 個人防護具 3,600 円×厚生労働大臣が必要と認めた人数分 (3) 簡易陰圧装置 4,320,000 円×厚生労働大臣が必要と認めた病床数 (4) 簡易ベッド 51,400 円×厚生労働大臣が必要と認めた台数 (5) <u>(新設)</u>	新型インフルエンザ等患者入院医療機関の設備を購入するために必要な設備購入費 (<u>新設</u>)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

改正後					現行				
1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率	1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
新型コロナウイルス感染症の検査を実施する機関	設備費	次により算出された額の合計額 (1) 次世代シーケンサー 二 厚生労働大臣が必要と認めた額×台数 (2) リアルタイムPCR装置 厚生労働大臣が必要と認めた額×台数	新型コロナウイルス感染症の検体検査に必要な設備を購入するための備品購入費	2分の1	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

改正後					現行				
第 4 表					第 4 表				
1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率	1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
新型インフルエンザ等患者入院医療機関	初度設備費	各施設ごとに次により算出された額の合計額 133,000 円×厚生労働大臣の認めた病床数	新型インフルエンザ等患者を入院させる医療機関の新設又は増設に伴う初度設備を購入するために必要な需用費(消耗品費)及び備品購入費	2分の1	新型インフルエンザ等患者入院医療機関	初度設備費	各施設ごとに次により算出された額の合計額 133,000 円×厚生労働大臣の認めた病床数	新型インフルエンザ等患者を入院させる医療機関の新設又は増設に伴う初度設備を購入するために必要な需用費(消耗品費)及び備品購入費	2分の1
	設備費	次により算出された額の合計額 (1)人工呼吸器及び付帯する備品 2,221,000 円×厚生労働大臣が必要と認めた台数 (2)個人防護具 3,600 円×厚生労働大臣が必要と認めた人数分 (3)簡易陰圧装置 4,320,000 円×厚生労働大臣が必要と認めた病床数 (4)簡易ベッド 51,400 円×厚生労働大臣が必要と認めた台数 (5)体外式膜型人工肺 14,000,000 円×厚生労働大臣が必要と認めた台数	新型インフルエンザ等患者入院医療機関の設備を購入するために必要な設備購入費 (ただし、(5)の整備は、 <u>新型コロナウイルス感染症患者に対し使用する</u> に限るものとする。)			設備費	次により算出された額の合計額 (1)人工呼吸器及び付帯する備品 2,221,000 円×厚生労働大臣が必要と認めた台数 (2)個人防護具 3,600 円×厚生労働大臣が必要と認めた人数分 (3)簡易陰圧装置 4,320,000 円×厚生労働大臣が必要と認めた病床数 (4)簡易ベッド 51,400 円×厚生労働大臣が必要と認めた台数 (5) <u>体外式膜型人工肺(新設)</u>	新型インフルエンザ等患者入院医療機関の設備を購入するために必要な設備購入費 (<u>新設</u>)	

改正後					現行				
1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率	1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
新型コロナウイルス感染症の検査を実施する機関	設備費	次により算出された額の合計額 (1) 次世代シーケンサ 二 厚生労働大臣が必要と認めた額×台数 (2) リアルタイムPCR装置 厚生労働大臣が必要と認めた額×台数	新型コロナウイルス感染症の検体検査に必要な設備を購入するための備品購入費	定額	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
6～7 (略)					6～7 (略)				
(申請手続)					(申請手続)				
8 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。					8 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。				
(1) (略)					(1) (略)				
(2) 都道府県、指定都市、 <u>中核市</u> 、保健所設置市及び特別区の場合 補助事業者は、別紙様式4による申請書に <u>関係書類</u> を添えて、毎年度5月末日までに地方厚生(支)局長に提出するものとする。					(2) 都道府県、指定都市及び <u>中核市</u> の場合 補助事業者は、別紙様式4による申請書に <u>関係書類</u> を添えて、毎年度5月末日までに地方厚生(支)局長に提出するものとする。				
(3) (略)					(3) (略)				

改正後	現行																								
<p>9 (略)</p> <p>(交付決定までの標準的期間)</p> <p>10 この補助金の交付の決定までの標準的期間は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 都道府県、指定都市、<u>中核市</u>、<u>保健所設置市及び特別区</u>の場合、地方厚生(支)局長は、8又は9による申請書が到達した日から起算して原則として3月以内に交付の決定を行うものとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>11 (略)</p> <p>(実績報告)</p> <p>12 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 都道府県、指定都市、<u>中核市</u>、<u>保健所設置市及び特別区</u>の場合 補助事業者は・・・</p> <p>(3) (略)</p> <p>13～14 (略)</p> <p>別表1 (略)</p> <p>別表2</p> <table border="1" data-bbox="181 1218 1347 1619"> <thead> <tr> <th colspan="3">基準面積</th> </tr> <tr> <th>施設別</th> <th>基準</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>新型インフルエンザ等患者入院医療機関</td> <td>新設、増設及び改築</td> <td>15.0 m²</td> </tr> </tbody> </table> <p>別紙様式1～3 (略)</p> <p>別紙様式4</p> <p>別紙 事業費内訳 (略)</p>	基準面積			施設別	基準	面積	(略)		(略)	新型インフルエンザ等患者入院医療機関	新設、増設及び改築	15.0 m ²	<p>9 (略)</p> <p>(交付決定までの標準的期間)</p> <p>10 この補助金の交付の決定までの標準的期間は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 都道府県、指定都市<u>及び</u>中核市の場合、地方厚生(支)局長は、8又は9による申請書が到達した日から起算して原則として3月以内に交付の決定を行うものとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>11 (略)</p> <p>(実績報告)</p> <p>12 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 都道府県、指定都市<u>及び</u>中核市の場合 補助事業者は・・・</p> <p>(3) (略)</p> <p>13～14 (略)</p> <p>別表1 (略)</p> <p>別表2</p> <table border="1" data-bbox="1507 1218 2674 1619"> <thead> <tr> <th colspan="3">基準面積</th> </tr> <tr> <th>施設別</th> <th>基準</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>新型インフルエンザ患者入院医療機関</td> <td>新設、増設及び改築</td> <td>15.0 m²</td> </tr> </tbody> </table> <p>別紙様式1～3 (略)</p> <p>別紙様式4</p> <p>別紙 事業費内訳 (略)</p>	基準面積			施設別	基準	面積	(略)		(略)	新型インフルエンザ患者入院医療機関	新設、増設及び改築	15.0 m ²
基準面積																									
施設別	基準	面積																							
(略)		(略)																							
新型インフルエンザ等患者入院医療機関	新設、増設及び改築	15.0 m ²																							
基準面積																									
施設別	基準	面積																							
(略)		(略)																							
新型インフルエンザ患者入院医療機関	新設、増設及び改築	15.0 m ²																							

改正後

2. 事業計画書

(1)～(3) (略)

(4) 施設の構造及び規模

精神科病院、精神科救急医療センター、結核患者収容モデル病室、多剤耐性結核
専門医療機関、特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感
染症指定医療機関及び新型インフルエンザ等患者入院医療機関の場合

以下、(略)

別紙(2)

施設整備事業実績報告書

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 敷地の面積及び所有関係

敷地区分	所有者名	面積	備考
自己所有地		m ²	
借地			
買収用地			
計			

(注) 当該施設の設置に要した敷地について記入すること。

3 施設の構造及び規模

精神科病院、精神科救急医療センター、結核患者収容モデル病室、多剤耐性結核
専門医療機関、特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感
染症指定医療機関及び新型インフルエンザ等患者入院医療機関の場合

以下、(略)

現行

2. 事業計画書

(1)～(3) (略)

(4) 施設の構造及び規模

精神科病院、精神科救急医療センター、結核患者収容モデル病室、多剤耐性結核
専門医療機関、特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感
染症指定医療機関及び新型インフルエンザ__患者入院医療機関の場合

以下、(略)

別紙(2)

施設整備事業実績報告書

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 敷地の面積及び所有関係

敷地区分	所有者名	面積	備考
自己所有地		m ²	
借地			
買収用地			
計			

(注) 当該施設の設置に要した敷地について記入すること。

3 施設の構造及び規模

精神科病院、精神科救急医療センター、結核患者収容モデル病室、多剤耐性結核
専門医療機関、特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感
染症指定医療機関及び新型インフルエンザ__患者入院医療機関の場合

以下、(略)